

# 意見書

平成24年1月20日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 105-0001

とうきょうとみなとくらのもん  
住所 東京都港区虎ノ門2-10-1  
氏名 イー・アクセス株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう  
代表取締役社長 エリック・ガン

連絡先

Mail

TEL

FAX

「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する基本方針（案）」及び「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する実施細目2011（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見対象	頁	意見
基本方針	1頁 はじめに (2)  15頁 1-5-(2)	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>(2) 戦略的評価における「公正競争レビュー制度」との連携強化【「第一章1-5 対象領域の決定(P15参照)】】</p> <p>特定のテーマに焦点を当てた戦略的評価において、従来の「競争セーフガード制度」において対象としていた項目等の検証に「光の道」構想に関する取組状況の検証を新たに加えた「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度」との連携を強化し、もって競争確保の実効性を高める。</p> <p><b>【(2) 戦略的評価】</b></p> <p>第二期及び第三期においては、定点的評価に加えて、特定のテーマに焦点を当てた戦略的な評価も併せて実施してきたところである(戦略的評価のテーマは毎年度の実施細目で決定)。この戦略的評価については競争評価と政策の連動性を確保する観点からその取組を更に強化・拡充することとする。</p> <p>特に、従来の「競争セーフガード制度」において対象としていた項目等の検証に「光の道」構想に関する取組状況の検証を新たに加えた「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度」との連携を強化し、もって競争政策の実効性を高める観点から、同制度で取り上げられる事項についても、必要に応じ、戦略的評価のテーマとして分析及び評価を行うこととする。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>競争評価の戦略的評価と「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度」(以下、公正競争レビュー制度)の連携を強化し、競争確保の実効性を高めるという点について賛同いたしますが、連携の強化に当たっては、競争評価と公正競争レビュー制度における枠組みで検討の方向性を揃えることが必要になると考えます。</li> <li>そのため、例えば、公正競争レビュー制度の検証結果等について調査審議をうとされる「ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会」(以下、競争政策委員会)と「競争評価アドバイザーボード」を合同開催し、競争政策委員会が公正競争レビュー制度の検証状況を踏まえて、競争評価アドバイザーボードに対して戦略</li> </ul>

基本方針		<p>的評価にて取り上げることが望ましいテーマについて提言を行うなど、公正競争レビュー制度における検証状況を戦略的評価のテーマ決定にフィードバックするといった連携スキームを構築する必要があると考えます。</p>
基本方針 6頁-7頁 1-3-(2)		<p><b>【総務省案】</b></p> <p>(2) 政策の透明性や予見性向上への貢献</p> <p>政策立案に当たっては、検討のための様々な情報及びデータが必要不可欠である。競争評価では、現存する市場の構造や競争状況を俯瞰的・客観的に分析することで、政策立案の基礎データを提供する。</p> <p>ただし、政策の決定自体は競争評価の役割ではなく、その評価結果自体が規制等に直結するものでもないが、関係者が競争評価による情報を共有し、それを踏まえた主張や議論の機会を確保することで、様々な政策の選択肢の比較検討と合意形成を進め、政策の透明性や予見性の向上を図る。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2011年12月の情報通信審議会における「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申(以下、ブロードバンド普及促進答申)では、今後競争評価の分析結果が公正競争レビュー制度において、「料金や市場シェア等の検証」や「各レイヤー間の関係の検証」及び「同一グループに属する事業者間の連携状況の検証」等に補完的に幅広く活用される旨が記載されており、政策立案における競争評価との連携スキームが今回新たに示されたものと考えます。</li> <li>この考え方については、今後の競争評価の役割を示す非常に重要なものであると考えられるため、基本方針(案)上記箇所最終部分に、「具体的には、競争評価の分析結果については公正競争レビュー制度における『料金や市場シェア等の検証』や『各レイヤー間の関係の検証』等に補完的に活用する。」を追記して明確化すべきと考えます。</li> </ul>
基本方針 46頁 4-2-2 (1)		<p><b>【総務省案】</b></p> <p>⑤ ネットワークレイヤー以外の上位・下位レイヤーの動向</p> <p>サービスの多様化・高度化に伴い、市場によっては、従来の通信事業者主体の垂直統合型のビジネスモデルから、ネットワークレイヤー以外の上位レイヤー(コンテンツ・プラットフォーム)や下位レイヤー(端末)との連携を含</p>

		<p>め、新たなビジネスモデルが新たに登場しつつあり、これら上位・下位レイヤーが提供する財やサービスが電気通信市場の競争環境に影響を及ぼす可能性があることから、各レイヤー間の関係等、上位・下位レイヤーの動向を補完的な形で把握することも必要である。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ スマートフォンの急速な普及に伴い、上位レイヤーではキャリアのプラットフォーム以外にグローバルなプラットフォーム事業者の影響力が増大することにより、今後端末レイヤーにおける環境整備が進み、下位レイヤー（端末）が自由にネットワークレイヤーを選択できることが期待されることを鑑みれば、競争評価の基本方針にネットワークレイヤーの上位・下位レイヤーの動向を加えたことは適切な認識と考えます。</li> <li>・ 基本方針(案)では上位レイヤー（コンテンツ・プラットフォーム）と下位レイヤー（端末）との連携について記述がありますが、ネットワークレイヤーと上位レイヤー・下位レイヤーそれぞれのレイヤーでシェアを持つ事業者同士の連携や通信レイヤーとプラットフォームの垂直統合度など供給側の分析についても行うよう要望します。</li> <li>・ 特に、スマートフォンの急速な普及が水平分業ビジネスモデルを促進すると考えられる一方で、例えばNTTドコモ殿のSPモードのようなスマートフォンにおける新たなキャリアプラットフォームを生み出すことで、垂直統合モデルの競争優位性を維持しようとする動きもあります。従って、スマートフォンビジネスにおける新たなキャリアプラットフォームとグローバルプラットフォームにおけるレイヤー間の関係については、今後の競争評価において分析すべきと考えます。</li> </ul>
基本方針	46頁 4-2-2 (2)	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>③ <u>事業者の総合的な事業能力</u> 調達力、技術力、販売力、信用力、ブランド力、広告宣伝力、資本関係等を通じた事業者の総合的な事業能力の高さは、競争的な行動をとる競争者との関係において、競争状況に及ぼす影響が大きい。</p> <p>例えば、ブランド力が強く働いている市場では、機能や効用が同じであっても特定の事業者のサービスに顧客の選好が固定される可能性がある。また、資本関係を分析し、企業グループ全体としての影響を考慮することも重要である。ただし、これらの指標については、データ収集のあり方をはじめ、判断の基準の策定など十分な検討が必要である。</p>

		<p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>光ファイバへのマイグレーションや無線ブロードバンドの普及やビジネスモデルの多様化などの状況を勘案すると、単一市場に着目した事業者の市場支配力を測る現状の競争評価の手法だけでは、グループ全体で市場横断的なサービスを提供した場合の総合的な市場支配力を評価することは出来ないため、グループでの提供サービス、料金戦略、契約者数や収入などに着目した評価を取り入れていただきたいと提案します。</li> <li>特に、垂直統合、事業規模の大きいNTTグループにおけるFTTHとLTEや、KDDIグループにおけるFTTHとCATV、LTE、WiMAXのように、アクセス技術を問わず市場領域を跨いで組合せられる形態を検討視野に入れ、グループ間連携により生み出す市場横断的な支配力の影響について検証する必要があると考えます。</li> </ul>
<p>実施細目</p>	<p>2頁 1</p>	<p><b>【総務省案】</b></p> <p><u>1-1 定点的評価</u></p> <p>(2) データ通信(固定系)</p> <p>固定系のデータ通信については、今後、メタル回線から光ファイバへのマイグレーションの進展が予想される中、FTTH市場がブロードバンド市場の中心的存在となりつつあり、総務省においては「光の道」構想に関する基本方針にあるとおり、次世代ネットワーク(NGN)をはじめとするブロードバンド市場の公正競争環境の整備に取り組むとともに、毎年度の継続的チェックや制度整備の実施後3年を目途とした包括的検証を行うこととしている。</p> <p>このため、FTTH市場の分析・評価に当たっては、市場の規模、事業者別シェアや市場集中度、地理的市場、料金の推移等の従来の指標に加え、設備競争(設備面で見えた回線数、電柱・管路等の貸与実績等)やサービス競争の状況(光IP 電話への移行状況、NGN 機能を利用したサービスの状況、事業者間取引(ダークファイバ貸出数、卸・接続の状況等)等)、都道府県別の分析(都道府県別のデータ、不採算地域における状況)について可能な限り把握することとする。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>これまで、ICTタスクフォース、競争政策委員会、接続委員会等にて進められてきた「FTTHの利用率向上を目的としたサービス競争促進」の議論においては、常に設備競争への影響に配慮して進められてきたところですが、今後FTTHの普及を促進するためには、どちらの競争形態がよりFTTHの普及に貢献するものか見極めた上で、それぞれに適切な比重を置いた政策を取ることが必要であると考えます。</li> </ul>

		<p>そのため、上記実施細目(案)で示されている「設備競争の状況」の分析においては、現状設備競争がどの程度FTTHの普及に貢献しているか、例えば、設備競争の進展するエリアとしていないエリアにて利用率や利用者料金を比較するなどして評価し、今後のFTTH市場における競争環境整備の方向性の検討に資するデータを把握すべきと考えます。</p>
<p>実施細目</p>	<p>2頁～3頁 1</p>	<p><b>【総務省案】</b> 1-2 戦略的評価 (2) また、「光の道」構想に関する基本方針」に基づくブロードバンドの環境整備に資する観点から、「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度」との連携強化を図ることとし、同制度における検証の柱の一つである「ブロードバンド普及促進に向けた取組状況の検証」へのアプローチとして、FTTH市場における事業者間取引の状況に関する調査を併せて取り上げることとする。</p> <p><b>【意見】</b> ■ <u>コア網の移行が固定系市場の競争に与える影響の分析について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>固定系市場の分析においては、「コア網のマイグレーションがアクセス網の移行に与える影響」についても観点の1つとし、戦略的評価のテーマとして取り上げて頂く必要があると考えます。</li> <li>2010年11月にNTT東西殿より概括的展望が示され、今後コア網のマイグレーションが進展することにより、NTT東西殿のPSTNサービスにおける巨大な顧客基盤や直収電話やADSL等の接続事業者サービス利用者を戦略的かつ排他的に自社FTTH・OABJ-IP電話へと移行を可能とし、NTT東西殿の独占回帰の傾向を強めることが懸念されます。</li> <li>従って、2011年度の競争評価においては、例えばコア網の移行の影響を踏まえて料金、サービスモデルを仮定したアクセスサービスの消費者選好調査等を行い、現行のメタルサービス利用者がFTTH・OABJ-IP電話へ移行するにあたり、コア網のマイグレーションに潜在的な競争阻害的要因が存在しないか分析し、今後のNGNの競争環境整備の議論における検討材料とすることが必要と考えます。</li> </ul>

		<p>■ <u>同一グループに属する事業者間の連携状況の分析について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ブロードバンド普及促進答申においては、公正競争レビュー制度の検証を補足する戦略的評価のテーマの具 体例として、本実施細目(案)にて示されている「FTTH市場における事業者間取引の状況」に加え、「同一グル ープに属する事業者間の連携状況」についても挙げられております。</li> <li>・ 近年、モバイルブロードバンドの普及・高速化により、例えば、NTTグループのFTTHとLTEや、KDDIグルー プのFTTHとCATV、WIMAXといった、同一グループ企業間でアクセス技術を問わず固定・モバイルの市場 領域を跨いだ連携が可能な市場環境にあることを鑑みれば、電気通信事業分野においては、事実上NTTグ ループ、KDDIグループ、ソフトバンクグループの3事業者への集約化が進展する状況にあるため、設備の不 可欠性に着目した指定電気通信制度やNTTグループにおける累次の公正競争要件に加えて、市場領域を跨 ぐグループ化や同じ市場領域であっても事業領域を跨ぐグループ化に対応するよう公正な競争環境の確保の ための施策を検討することが必要と考えます。従って、競争評価においてもこれら異なる事業領域に属す企業 のグループ間連携が生み出す市場支配力の影響については特に注視すべきと考えます。</li> <li>・ 加えて、制度整備3年後を目途とした包括的検証の結果を踏まえた競争ルール全般の見直しにおいては、市 場動向を水平的・垂直的な変化に留意し検討することが適当であるとの考え方が示されておりますが、この「同 一グループに属する事業者間の連携状況」は検討における重要な観点の1つに当たると考えられます。</li> <li>・ これらの点を踏まえれば、「同一グループに属する事業者間の連携状況」についても戦略的評価のテーマとし て重要であり、本年度の競争評価において検証を行うべきと考えます。</li> </ul>
実施細目	5頁～8頁 3	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>3 市場の画定</p> <p>図1 音声通信(固定系、移動系)領域の市場画定</p> <p>図2 データ通信(固定系、移動系、ISP(固定系))領域の市場画定 (図は省略)</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 競争評価2010において今後の定点的評価の在り方案(別紙2)では、データ通信市場において、今後のLTE の普及状況等を考慮し、将来的には固定系と移動系ブロードバンド市場を一体的な市場として画定することも</li> </ul>

検討する必要があるとの考え方が示され、市場画定においてもこの点が反映されたことは適切な認識と考えますが、以下の点も踏まえ実施細目の見直しを要望します。

■ 音声通信・データ通信市場におけるPHSの扱いについて

- ・ 総務省番号政策委員会では、PHSとの携帯電話との間の番号ポータビリティについて検討がおこなわれPHSと携帯電話はサービス当初はサービスの差が認められたが、現時点ではエリア、人口カバー率、サービスの内容大きな差がないため、PHSと携帯電話は同一のサービスとみなし消費者がPHSと携帯電話の間で番号ポータビリティが行えることが移動体通信市場における競争促進やユーザメリットにつながると結論つけています。
- ・ また、PHSとの番号ポータビリティに加え、080、090番号の番号枯渇対策として現在PHSに割り当てている070の番号を今後携帯電話に新たに割り当てることも結論づけられており、利用者はPHSと携帯電話を電気通信番号で識別することは出来なくなります。
- ・ 本来、競争評価制度の趣旨から考えれば、このようなPHSと携帯電話の市場同一性については、個別の委員会等のみにおいて検討されるのではなく、競争評価の枠組みにおいて定量的に評価すべきものと考えます。従って、今年度の市場画定においても移動体通信市場と移動体データ通信市場それぞれの市場でPHSと携帯電話の一体化をする必要があるか検討すべきと考えます。

【参考：携帯電話の電話番号数の拡大に向けた電気通信番号に係る制度の在り方報告書抜粋】

第5章 (1) 携帯電話とPHS間との番号ポータビリティ導入について

PHSは、固定電話網を活用した簡易な移動電話サービスとしてスタートし、サービス開始当初は、人口カバー率も低く、通信可能エリアに限られるなど、携帯電話との違いが見られた。その後、通信技術の発達や携帯電話との競争環境の中で、サービス提供エリアや人口カバー率において、携帯電話とPHS間にサービス開始当初のような差はなくなっていると考えられる。携帯電話及びPHSは、第4章で検討したとおり、音声サービス、データ通信サービスといった基本的サービスの共通しており、携帯電話間のサービスの違いと比しても、特段に大きな違いはないと考えられる。

■ 固定・モバイルの相互関係を踏まえた市場画定について



- 競争評価2010において今後の定点的評価の在り方案(別紙2)では、固定系のFTTHとモバイル系のLTE・BWAが競争関係にある点や、WiFiやフェムトセル等によるFMC連携といった固定・モバイル間の相互関係が見受けられる点を踏まえた市場画定となっておりますが、今回の実施細目ではこの点が抜けています。固定系については、音声・データ系ともに部分市場を跨いだ市場画定となっておりますが、これを移動体通信市場(音声・データ)まで拡大する必要があらと考えます。

■ 市場画定への「電波」指標の導入について

- 競争評価2010において今後の定点的評価の在り方案(別紙2)では、移動系の市場に「電波」の要素が入っていますが、今回の実施細目においてける市場では「電波」の要素が抜けています。
- 「電波」の割当ては電波行政を主管する総務省殿が行う政策そのものであり、事業者に割り当てられる「電波」における「エリア整備に有利なプラチナバンド」や「端末調達に有利な国際協調のあるバンド」、「大容量化・高速化には周波数の帯域幅」といった質や量が、直接的に移動体通信市場における市場競争へ影響を及ぼすものであることから、本来移動体通信市場の競争政策においては中心に据えられるべきと考えます。
- 従って、移動体通信市場においては、今後のテクノロジーの進化に伴う高速化、デバイスやサービスの多様化に伴う大容量化が進むことを踏まえて、事業者の競争力を測る指標として「周波数に関する指標」を加えることが必要であると考えられるため、実施細目(案)における市場画定に「電波」の要素を復活させるよう強く要望いたします。
- 加えて、本年度の競争評価では周波数と事業者の競争力との分析・評価結果を周波数政策にフィードバックするスキームについても併せてご検討いただきますようお願いいたします。

以上

図VI-1 競争評価(定点的評価)の在り方

